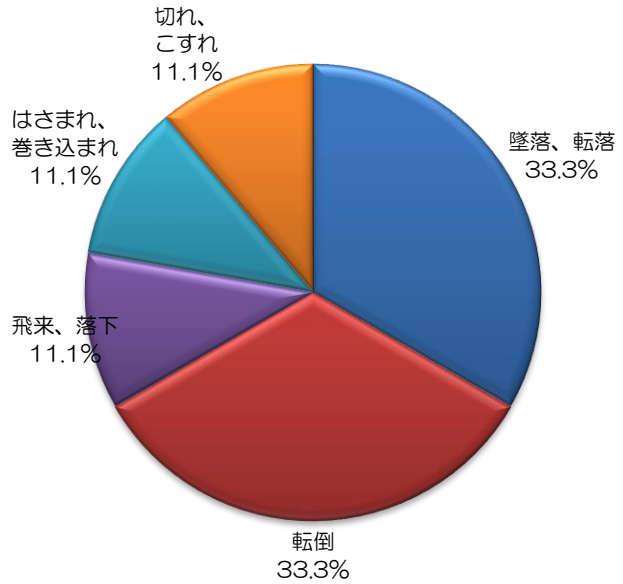




令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和元年 (速報値)	令和2年1月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		278(0)	9(0)	±0	0.0%
製造業		69	1	+1	-
建設業		36	1	-1	-50.0%
土木工事業		13	0	-1	-100.0%
建築工事業		18	0	-1	-100.0%
その他建設業		5	1	+1	-
陸上貨物運送事業		39	4	+1	33.3%
林業		2	0	-1	-
小売業		37	1	-1	-50.0%
社会福祉施設		28	0	±0	-

【災害の傾向（事故の型別）】



時間外労働に関する上限規制について

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されているところですが、**今年4月から、中小企業においても、長時間労働に関する上限規制が適用**となります。

※上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

建設事業、自動車運転の業務、医師、新技術・新商品等の研究開発業務が猶予・除外となりますが、詳細について当署監督課にご確認いただくが、厚生労働省のホームページ等によりご確認ください。

労働時間の上限

残業時間の上限は、原則、月45時間、年360時間

※ 臨時的な特別な事情があって、労使が合意する場合でも、

- **年720時間**以内
- **複数月平均80時間**以内（休日労働を含む）
- **月100時間**未満（休日労働を含む）

を超えることは出来ません。

注：原則である月45時間を超えることができるのは、**年間6か月まで**です。

36協定届

従業員に法定労働時間（1日8時間1週40時間）を超えて労働させる場合や休日労働させる場合に提出いただく「時間外・休日労働に関する協定届（36協定）」は、様式が新様式になります。

※詳しくは・・・

時間外労働 上限規制

検索

守ってますか？最低賃金！宮城県の最低賃金は、令和元年10月1日から**時間額 824円**です。

※産別賃金は、別途ご確認ください。

NEXT →新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&A

新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ & A

新型コロナウイルスに関するニュースが連日報じられていますが、管内の事業者からも各種相談が寄せられています。

厚生労働省では、ホームページ上で、事業者・職場向けの対応について公表しておりますので、その一部をしますので参考にさせていただければと思います。

Q1 職場で取り組むべき新型コロナウイルス対策にはどのようなことがありますか。

予防法としては、一般的な衛生対策として、※咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いいたします。特に電車や職場、学校など人が集まるところで実践することが重要です。

※咳エチケットとは、感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

Q2 労働者が武漢市に滞在していましたが、どのような対応をしたらよいのでしょうか。

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

Q3 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取扱いは、労働基準法上問題はありますか。病欠休暇を取得したこととする場合はどうですか。

年次有給休暇は原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものですので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病欠休暇により対応する場合は、事業場の就業規則等の規定に照らし適切に取り扱ってください。

STOP!転倒災害防止プロジェクト ～2月は重点取組期間です～

転倒災害は労働災害全体の約4分の1を占め、最も高い発生割合となっております。

行動型災害である転倒災害は、労働者の不注意！として見過ごされるケースがありますが、実際は、整理整頓の不徹底、作業床面の段差の放置、作業に起因する床面の濡れなど、事業者が不安全な状態を放置したことが原因で発生することが多くみられます。

2月は、STOP!転倒災害防止プロジェクトの重点取組期間となっておりますので、下記のチェック項目について事業場内を点検し、必要な箇所は改善するなど、転倒災害防止に努めてください。

チェック項目

- ① 通路、階段、出口に物を放置していませんか？
- ② 床の水たまりや氷、油、粉類は、その都度取り除いていますか？
- ③ 安全移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか？
- ④ 転倒を予防するための教育を行っていますか？
- ⑤ 作業靴は作業に適したものを選び、定期的に点検していますか？
- ⑥ ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？
- ⑦ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか？
- ⑧ ポケットに手を入れたまま歩いていませんか？
- ⑨ 転倒予防のための運動を取り入れていますか？



二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112